挿絵 が含まれている画像

自動的に生成された説明

（東京都 事業者による安全利用研修の実践方法DVD

　　　　　　　　　　　　基本的な交通ルール使用）

**交通ルールの確認２**

2-1.　**自転車の通行場所**

　　　1.　自転車は、自動車と同じ車の仲間であり、車道と歩道がある所では原則車道の左側

　　　　　を通行します。右側を通行する逆走は、自動車の運転者にとって思いがけない

　　　　　方向からの飛び出しとなり、交差点での衝突の危険が高まります。

　　　2.　自転車が歩道を通行する事ができる条件は、

　　　　①　普通自転車歩道通行可の標識がある場合

　　　　②　１３歳未満の子ども、７０歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転を

　　　　　　運転している場合

　　　　③　自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められる場合

　　　　　このどれか1つを満たす場合には、歩行者の迷惑にならないように歩道を通行すること

　　　　　ができます。

　　　3.　自転車が歩道を通行する場合、歩道の車道寄りを徐行し、さらに歩行者の通行を

　　　　　妨げるときは必ず一時停止し、常に歩行者優先ということを忘れないようにしま

　　　　　しょう。

2-2.　**交差点の通行方法**

**1.　交差点を通行する際、「止まれ」の標識があるところは一時停止して、周囲の**

　　　 　安全を確認します。

　　 2.　一時停止の標識がない交差点でも、左右の見通しが悪いところでは、すぐに止まれる

　　　　　速さで安全を確認しながら通行します。

　　 3.　自転車が交差点を右折する際は、信号機の有無にかかわらず、道路の左端に沿って

　　　　　２段階で曲がらなければなりません。

2-3.　**危険な利用の禁止**

　　　1.　罰則付きで禁止されている危険な利用方法

　　　　①夜なのにライトをつけずに運転する　　　　　　　　　　　　　　（夜間の無灯火）

　　　　②自転車を運転しながら携帯電話やスマートフフォンを操作する（携帯・スマホ利用）

　　　　③ヘッドホンで音楽を聴きながら運転する　　　　　　（ヘッドホン・イヤホン利用）

　　　　④雨の日に傘を差しながら運転する　　　　　　　　　　　　　　　　（傘さし運転）

　　　　⑤同僚や友人と並んで走る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（並進）

　　　　⑥二人乗りをする　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（二人乗り）

　　　　⑦酒を飲んで運転する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（酒気帯び運転）

　　　　⑧自転車の放置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自転車の放置）

ワークシート（解答）